

マイナンバーカードによる住民税所得割額の確認方法

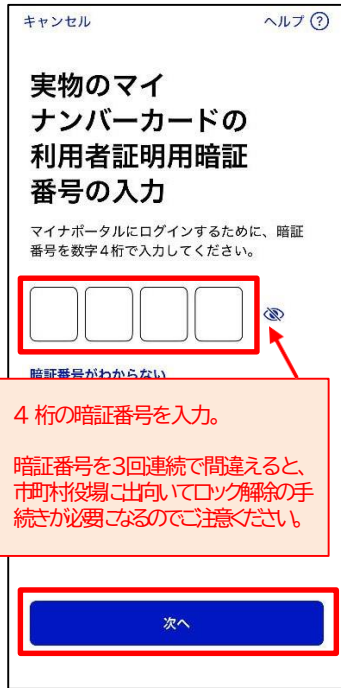
①「マイナポータル」アプリをスマートフォンにインストールする



スマートフォンと
マイナンバーカード
をご用意ください。

※スマートフォンが対応しておらず
確認できない場合もあります。

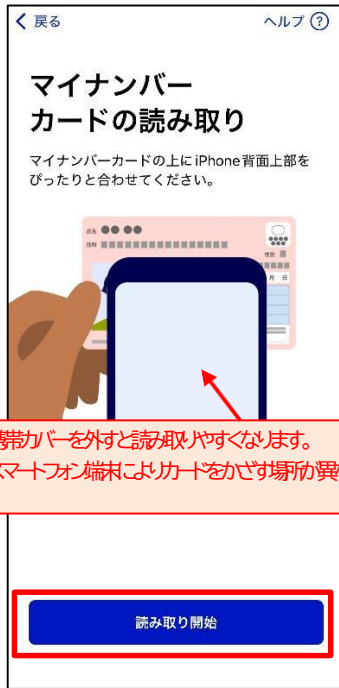
②「マイナポータル」にログインする (ログインには「利用者登録」が必要)



4桁の暗証番号を入力。

暗証番号を3回連続で間違えると、
市町村役場へ出向いてロック解除の手
続きが必要になるのでご注意ください。

次へ



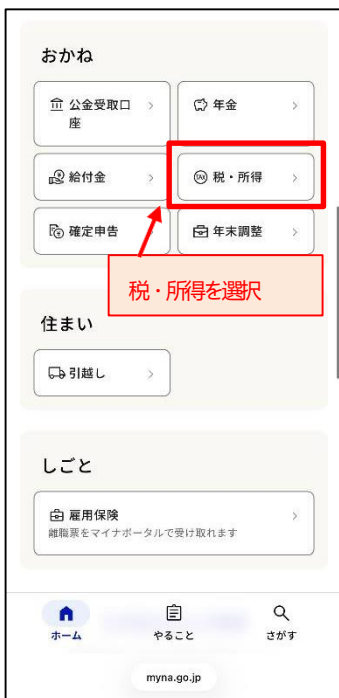
携帯カバーを外すと読み取りやすくなります。
スマートフォン端末よりカードをかざす場所が異なります。

読み取り開始

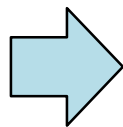


下スクロール

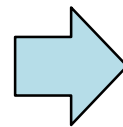
③住民税額を確認する



税・所得を選択



「今年度」を選択し、
課税年度が2026
であることを確認



市町村民税所得割額
都道府県民税所得割額
を確認
→それぞれ、0円～99円の場合
は「非課税」のため、マイナンバー
での申請可(○)

どちらかでも、100円以上の場合
は「課税」のため、マイナンバーで
の申請不可(×)
※ 課税証明書等の提出が必要。

(減免前)ではなく
赤枠の減免後の
税額を確認

奨学のための給付金 Q & A

Q 1 申請したら必ず全員に給付されますか？

A 1 給付要件を満たし、かつ、申請書類に不備がなく、審査の結果、交付を決定した場合に給付されます。

Q 2 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額とは何ですか？

A 2 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額とは、道府県民税及び市町村民税のうち、1年間の所得に応じて決まる税額のことです。

市町村が発行する課税証明書等や、マイナンバーカードをお持ちの場合は、マイナポータルで確認することができます。

※「マイナンバーカードによる住民税所得割額の確認方法」を参照してください。

市町村民税	均等割額		都道府県民税	均等割額	
	所得割額			所得割額	

Q 3 確定申告をしていませんが、どうすればいいですか？

A 3 確定申告をしていない場合、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額を確認することができないため、申請はできません。お住まいの市町村役場にて道府県民税及び市町村民税の申告をした上で課税証明書の交付を受けてください。

Q 4 課税証明書等は同居している祖父母等も必要ですか？

A 4 原則として、親権者の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額により判断しますので、祖父母等の課税証明書等は必要ありません。親権者が父母の場合は2名分のみ提出してください。

Q 5 保護者等が海外赴任のため課税証明書が発行できません。このような場合も対象になりますか？

A 5 海外赴任等で日本国内に住所を有しない場合（所得確認ができない場合）は、対象外です。

Q 6 休学している場合は給付金の対象になりますか？

A 6 給付金が交付される年度の4月から3月まで（入学年度においては入学日の属する月から3月まで）の1年間休学する場合を除き、給付金の対象となります。

Q 7 退学した場合は給付金を返還する必要がありますか？

A 7 給付金は、認定基準日時点で判断します。認定基準日以降の世帯状況等の変化、休学や退学などにより給付金を返還する必要はありません。

Q 8 子どもは県内の高校に在学、保護者は県外に住んでいます。熊本県に申請できますか？

A 8 給付金の申請は、保護者等の住所がある都道府県に対して行います。
申請手続きの詳細については、お住まいの都道府県へお問い合わせください。